

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費生活相談員・消費者啓発推進員育成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail : c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 608千円 (前年度予算額) 716千円

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	716	358	0	0	0	0	0	0	358
要求額	608	304	0	0	0	0	0	0	304
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

市町村の消費生活相談窓口で、相談に対応する相談員、行政職員のレベルアップを図ることで、相談窓口の機能を強化し、県内どこに住んでいても消費生活相談を受けることができる体制づくりを進める必要がある。また県民に対し、様々な場で消費生活について学ぶ機会を提供できるよう、地域の相談員および消費者行政担当者が消費者教育の担い手としての資質向上に役立つ研修を開催する。

(2) 事業内容

市町村消費生活相談員・消費者行政職員、消費者啓発推進員のための各種研修

○目的

- ・消費生活相談員等が日々変化する社会経済の動向を踏まえ、消費生活相談に的確に対応するための知識や最新の情報を取得し、消費生活相談の専門家としての実務能力の向上を図る。
- ・また、県民に対し様々な場で消費生活について学ぶ機会を提供できるよう、地域の相談員および消費者行政担当者が消費者教育の担い手としての資質向上役割を果たすための知識を身に付ける。

①消費者啓発推進員研修

養成コース：県の消費者行政、消費生活出前講座の意義と役割に関する講義

スキルアップコース：啓発寸劇の鑑賞・意見交換

②市町村消費生活相談員・消費者行政職員研修

情報共有、意見交換、レベルアップ研修

③共通研修（消費者啓発推進員、市町村消費生活相談員・消費者行政職員）

最新の消費者トラブルの動向・対処法等に関する講義

(3) 県負担・補助率の考え方

国1／2、県1／2

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	232	講師謝金
旅費	274	費用弁償
消耗品費	70	資料作成、教材購入費
会場費	1	水代
使用料	31	会場借上料、備品使用料
合計	608	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針2025】

施策の柱1 主体性のある消費者の育成

施策の柱2 消費者被害の救済・未然防止の強化

(2) 事業主体及びその妥当性

- ・消費者教育推進法が平成24年12月に施行されたことを受け、国及び他の都道府県においても消費者教育を推進。
- ・県内の消費生活相談窓口（相談員）が連携し、一体となって消費者被害の未然防止・救済を図るために、県が事業主体となることが妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内市町村の消費生活相談窓口の機能強化を図り、県民がどこに住んでいても適切な相談が受けられる体制をつくる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
①消費生活相談員、消費者啓発推進員の研修参加者率		48%	75%	75%	75%	-

○指標を設定することができない場合の理由

（記入欄）

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	消費生活相談員等レベルアップ研修を開催し、相談員のスキルアップを図った。 消費者啓発推進員等の研修参加者数 延べ102人 消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 消費者啓発推進員の研修参加率 40%
	指標① 目標：— 実績：— 達成率：—
令和5年度	消費生活相談員等レベルアップ研修を開催し、相談員のスキルアップを図った。 消費者啓発推進員等の研修参加者数 延べ 87人 消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 消費者啓発推進員の研修参加率 47%
	指標① 目標：— 実績：— 達成率：—
令和6年度	消費生活相談員等レベルアップ研修を開催し、相談員のスキルアップを図った。 消費者啓発推進員等の研修参加者数 延べ 44人 消費者啓発推進員スキルアップ研修会に、消費者教育の担い手である県・市消費生活相談員、消費者啓発推進員等が参加し、消費者教育担い手としての意識を深めることができた。 消費者啓発推進員の研修参加率 59%
	指標① 目標：— 実績：48% 達成率：—

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	市町村の消費生活相談窓口の機能強化には、相談対応者の資質向上が不可欠であり、必要性は高い。また、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供するため、消費者教育の担い手となる人材の育成していくことが必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価) 2	消費生活は、内容が多分野にわたり、関係法令の改正や最新の消費者トラブルに対応していくため、相談員等に研修の場を提供し、資質向上を図ることが有効である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている
(評価) 1	分野ごとの専門家による研修と、県内の消費者被害の実態を踏まえた研修を併せて行うことにより、より高い効果が期待できる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

消費生活相談員等は、日々変化する社会経済の動向を踏まえ、常に最新のトラブル事例に対応するスキルを習得することが必要である。

また、消費者被害に合わない自立した消費者を育成するため、消費者教育の担い手となりうる人材を継続して育成する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

社会の変化に伴って消費者トラブルも多様化していることから、最新のトラブル事例に基づいた相談対応ができる消費生活相談員等を育成するため、レベルアップ研修を実施する。

また、地域における消費者教育の担い手の育成を継続して実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【 課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	